

秋田県告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき図書
横手都市計画ごみ焼却場（301号南部環境保全センター）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部都市計画課

秋田県告示第61号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき図書
横手都市計画下水道（横手市公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部都市計画課